

外国特許トピックス

2013年 2月
志賀国際特許事務所
(担当 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせ致します。

タイ特許情報 PCT 出願国内段階移行時の期限徒過に対する権利回復措置

2009年12月24日に第142番目の特許協力条約（以下PCT）加入国となり、国内移行手続の処理も特に混乱なく進行しているタイにおきまして、このたびPCTの国内段階移行期限を徒過して失効してしまった場合の救済策として権利の回復に関する新規則を制定することを特許庁長官が認めた、との情報を現地代理人より入手致しました。まだ速報段階ですが、以下取りまとめてご案内致します。

PCTでは、国内段階移行時の指定（選択）官庁への手続として「出願人は、優先日から三十箇月を経過する時まで各指定（選択）官庁に対し、国際出願の写し（第二十条の送達既にある場合を除く。）及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う」と規定し、優先日から三十箇月を経過する時まで前記の行為が行われない場合は、「指定（選択）国において、当該指定（選択）国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する」としております。このようにまずは消滅することをはっきりさせておき、あとは各国の裁量に任せて、消滅を定めた前記の規定にかかわらず、「指定（選択）官庁は国際出願の効果を維持することができる」という組立にして、何時までに、何を、どのようにするといった細々としたことを規則で定めております（PCT22条(1)、24条(1)(2)、規則49.6等）。今回タイで企図されている権利回復に関する新規則の検討は上記のPCTの枠組の指定（選択）官庁としての裁量部分ということになります。上述の通りタイのPCTへの加入は2009年ですが、加入前後の特許出願件数は以下の通りとなっております。

2007年 - 2011年 特許出願件数 (WIPO統計より)

	2007	2008	2009	2010	2011
通常特許出願（非PCT）	6,818	6,741	5,857	1,937	3,924
PCT国内移行	-	-	-	12	2,150
計	6,818	6,741	5,857	1,949	6,074

2011年までの出願件数の推移を見ますと、相当の割合でPCT出願ルートに切り替わっていることが覗かれ、このような状況を背景として出願人の利益保護と国際的調和という観点から権利の回復に関する新規則制定への動きとなったものではないかと思われます。

国内段階移行期限（優先日より30ヶ月）徒過後の権利回復の手続は、30ヶ月の期間を遵守できなかった理由がなくなった日から2ヶ月、または30ヶ月の期間の満了する日から12ヶ月のいずれか早く満了する期間内に、どのような事由によって30ヶ月の期間を順守できなかったかの説明を添えて指定（選択）官庁としてのタイ特許庁に権利回復請求出願（追完出願）を行わなければなりません。ただし、タイ特許庁は権利回復請求出願（追完出願）ができる前記の期間内に、出願人が正当な努力をしたにもかかわらず、なお追完出願ができなかったと認めるときは権利を失効させない選択もできるとし、追完出願ができなかった不可避の理由は下記例示のものも含むとしております。

1. 自然災害：暴風雨、火事、洪水、地震、火山爆発、土地陥没、地滑り、等
2. 人為災害（騒動）：破壊工作、暴動、人身傷害、政治混乱による騒動、軍部が関係する騒動、経済混乱による騒動、等
3. その他の事由：出願人本人の重篤、重大事故遭遇、等

回復の申請を受理したタイ特許庁は、出願人が上記期間を遵守するために正当な努力をしたにもかかわらず期間が遵守されなかったものであると認めるときは、当該国際出願についての出願人の権利を回復することになります。

新規則の正式制定の時期については、特許庁長官が公聴会を開催し意見を聴取をした上で向う数ヶ月中に詳細を詰めるとのことで、最終的な決定、施行までには暫く時間がかかるということです。

以上

● 上記についてのお問い合わせ等は志賀国際特許事務所 外国法務課 原田が承ります。

● ご連絡先：TEL：03-5288-5811 / FAX：03-5288-5831